

研究・調査報告書

分類番号	報告書番号	担当
C-141	15-055	滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門
題名 (原題/訳)		
Long-term effects of minimum legal drinking age laws on marijuana and other illicit drug use in adulthood. 青少年期における法的飲酒可能年齢の成人期における大麻やその他薬物乱用への影響		
執筆者		
Krauss MJ, Cavazos-Rehg PA, Agrawal A, Bierut LJ, Gruzza RA.		
掲載誌		
Drug Alcohol Depend. 2015 Apr 1;149:173-9. doi: 10.1016/j.drugalcdep.2015.01.043.		
キーワード		PMID
法的飲酒可能年齢, 飲酒関連政策, 大麻, 危険ドラッグ		25707705
要 旨		
<p>目的： 青少年期の法的飲酒可能年齢（21歳未満でアルコール可能な年齢）の曝露は、成人同様、重度のアルコール摂取やアルコール摂取障害などに長期的に影響する可能性がある。この研究は、青少年期において法的飲酒可能年齢への曝露を受けたかどうか成人期の危険ドラッグ・大麻の使用・使用障害に影響するか否かについて検討を行う。</p> <p>方法： 2004－2012年の調査（National Survey of Drug Use and Health）への参加者について、過去の州関連情報を追加した。この参加者のうち、これらの年齢層は飲酒可能年齢の法律が変わったときに含まれる、1949－1972年生まれの人(110,300人)が調査対象となった。調整変数は、州、誕生年、地域、特出する背景因子とし、薬物乱用と飲酒可能年齢への曝露の関連を多変量ロジスティック回帰により評価した。</p> <p>結果： 大麻の過去1月以内使用・1年以内使用・乱用依存の割合は、4.7%、7.8%、1.2%であった。大麻以外の危険ドラッグの過去1月以内使用・1年以内使用・乱用依存の割合は、2.9%、6.2%、0.7%であった。青少年期の法的飲酒可能年齢への曝露は、成人期の薬物乱用・依存にほとんど関連がみられなかった。男性において、過去1年の危険ドラッグに関してオッズが高くなっていた（OR 1.20, 95% CI 1.09-1.32）。</p> <p>結論： 青少年期において飲酒を制限することは長期薬物使用には関連がなかった。21歳未満の飲酒購入を許すことは成人期において薬物の使用を増やす可能性があるかもしれない。</p>		